

木更津市オープンデータの推進に関する指針

本指針は、国が策定した「世界最先端IT国家創造宣言^(※1)」及び「電子行政オープンデータ戦略^(※2)」等を踏まえ、公的データの活用を促進することにより市民生活の向上、経済の活性化を図り、社会経済の発展に寄与するため、本市がオープンデータを進める際の基本的な考え方及び取組の方向性を示すものである。

1. オープンデータ推進の基本的な考え方

(1) オープンデータを推進する意義

① 行政の透明性・信頼性の向上

本市が保有する情報をオープンデータとして公開することにより、行政の透明性や信頼性の向上を図る。

② 公的データの共有及び協働による地域課題の解決

本市ウェブサイトを通じて、市民や民間団体等と公的データを共有することで、本市の課題を協働により解決するための礎を創る。

③ 市内経済の活性化

企業やNPO法人などが、公的データの編集、加工、分析などを行い、市場経済の幅広い段階で活用することで、観光、子育て又は医療・福祉など多彩な分野において資源及び人材を活かした新たなビジネス又はサービスが創出され、市内経済の活性化に寄与する。

④ 行政における業務の高度化・効率化

政策決定等において公的データを効果的に分析することにより、業務の高度化が図られる。さらにオープンデータの推進により市民の利便性の向上及び業務の効率化が図られる。

(2) 推進のための基本原則

① 本市が保有するデータは、法令、条例等による制約がある情報を除き、積極的にオープンデータとして公開する。

② できる限り機械判読^(※3)が可能で、二次利用^(※4)が容易な形式で公開する。

③ 営利目的又は非営利目的を問わず活用を促進する。

- ④ 取組可能な公的データから着手する。
- ⑤ 費用対効果について十分に考慮し、効率的に取組を進める。

(3) 推進体制

オープンデータは、市長が最高責任者である地域情報化推進本部会議及び電子市役所推進会議のもと全庁的な体制により推進する。

2. オープンデータの推進に関する具体的な取組の方向性

(1) オープンデータ化を推進するための基盤

本市が保有するオープンデータ化を進める情報は、本市ウェブサイトやデータカタログサイト^(※5)に掲載する。情報は、集約して掲載しオープンデータとして利用しやすいようにする。

(2) オープンデータ化の対象となる情報と公開データの拡大

① オープンデータ化の対象となる情報

本市が保有する情報のうち、本市ウェブサイトに掲載し公開・公表しているものについては、原則としてオープンデータ化の対象とする。

② 重点的にオープンデータ化を推進する項目

- ア 防災・減災情報
- イ 観光情報

③ 公開するデータの拡大

保有しているデータのうちニーズの高いものについて、その必要性を検討した上で、可能なものから順次公開する。

(3) 二次利用促進に向けたオープンデータ化のルール

① 機械判読に適したデータによる公開

オープンデータ化するデータについては、それをコンピューターで機械的に読み取り、処理して再利用することを考慮したデータの構造とするよう努める。

また、可能なものから、特定のアプリケーションに依存しないデータ形式(例：CSV等^(※6))又はより高度な利用が可能なデータ形式(例：XML^(※7)やRDF^(※8)等)で公開する。

② 公開情報の二次利用の原則

オープンデータとして公開した情報は、二次利用を制限する具体的かつ合理的な根拠があるものを除き、二次利用を認めることを原則とする。

情報の二次利用については、原則としてクリエイティブ・コモンズ・ライセンス^(※9)を使用し、どのような条件で利用を認めるかを明示する。

なお、表示するライセンスは、法令、条例等による制約があるデータを除き、原則「CC-BY」^(※10)とする。

③ 第三者から取得した情報の取扱い

本市が保有する情報のうち、第三者から取得した情報をオープンデータ化する際には、その可否並びに範囲及び利用条件などの特定は、当該第三者の判断によるものとする。本市は、可能な限り二次利用が可能となるよう、当該第三者と事前に調整し、合意を得るよう努めるものとする。

ただし、本市が公開することが適当でないと判断したものについては、当該第三者の判断に関わらず、その公開の範囲や利用条件を制限することができるものとする。

④ 二次利用のために必要な情報及び免責事項の表示

情報の時点や作成日、作成方法など二次利用のために必要な情報を可能な限り提供し、注意事項及び前提となる条件などを掲示する。

また、公開情報を二次利用した者が作成した情報により第三者が損害を被った場合、本市はその責を負わない旨を明示する。

(4) 利活用推進のための取組の方向性

① 利活用推進のための支援

利用者から利活用の提案、要望等があった場合には、その趣旨、内容を検討した上で、必要に応じて、データ所管課と連携し支援する。

② 民間団体等との協働による利活用の推進

利用者のニーズの把握に努めるとともに、民間団体等が行う利用促進の取組については、その趣旨及び内容を検討した上で、協働により積極的に推進する。

③ 利活用に関する調査・研究

オープンデータの利活用又は利用拡大のあり方などについて調査・研究を行う。

3. 本指針の改訂

本指針の内容は、今後の国における検討及び技術の進展などを踏まえ、随時改訂していくものとする。

【注釈】

(※1) 世界最先端IT国家創造宣言

2013年（平成25年）6月14日に閣議決定され、今後5年程度の期間に、我が国の国民一人ひとりがITの恩恵を実感できる世界最高水準のIT国家となるために必要となる政府の取組等を取りまとめたもの。

その中で、ITの利活用により、革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会を実現するための取組が掲げられおり、その内容のひとつとしてオープンデータの活用の推進が挙げられている。

(※2) 電子行政オープンデータ戦略

2012年（平成24年）7月4日に、公共データの活用促進に集中的に取り組むための基本戦略として以下の4項目が基本原則として取りまとめられた。

- ①政府自ら積極的に公共データを公開すること。
- ②機械判読可能な形式で公開すること。
- ③営利目的、非営利目的を問わず活用を促進すること。
- ④取組可能な公共データから速やかに公開等の具体的な取組に着手し、成果を確実に蓄積していくこと。

(※3) 機械判読

コンピュータが自動的にデータを読み取り、再利用（加工、編集等）できることをいう。

(※4) 二次利用

データを引用・転載・加工等行うなどして利用すること。

(※5) データカタログサイト

公的データをインターネットから誰でも簡単に入手して活用でき、データの検索やダウンロードが可能なサイトのこと。

(※6) CSV

Comma Separated Values の略。カンマでデータ内の項目を区切るテキスト形式のファイルで、汎用性が高い。

(※7) XML

Extensible Markup Language の略。多様な情報を、情報の意味と内容に分けてテキストで記述する言語で、汎用性が高く、構造化された文書やデータの共有が容易に行える。

(※8) RDF

Resource Description Framework の略。データの作成者やタイトル、更新日などのデータ自体に関する情報を記述する言語。効率的なデータの管理や検索などが行える。

(※9) クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

インターネットでデータを公開する際、著作物の再利用についての条件等に関する意思表示を手軽に行えるようにするためのツール。法律や技術に関する専門的な知識がなくても、Webサイトで以下の表示をすることで、利用条件を示すことができる。

表示するライセンスは、以下の6種類。

表示イメージ	名称	利用条件		
		出典表示	商業利用	改変
	CC-BY	必須	許可	許可
	CC-BY-NC	必須	許可しない	許可
	CC-BY-ND	必須	許可	許可しない
	CC-BY-NC-ND	必須	許可しない	許可しない
	CC-BY-SA	必須	許可	許可するが、改変を行った際には、元の作品と同じルールを採用すること。
	CC-BY-NC-SA	必須	許可しない	許可するが、改変を行った際には、元の作品と同じルールを採用すること。

(※10) CC-BY

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスのひとつ。出典（氏名、データのタイトル、データのURL）を表示すれば、利用者が営利目的を含めて自由にデータを改変、複製、再配布することができるライセンスのこと。